

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき議会局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月5日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

平成29年10月5日から平成30年3月1日まで

(2) 監査委員による監査実施日

平成30年3月2日

3 監査対象

(1) 対象部局

議会局

(2) 対象年度

平成29年度

ただし、必要に応じて平成28年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえて、事務事業、科目及び予算の執行状況を考慮し執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務	政策調査課
(2) 委託料の支出に関する事務	議会総務課 議事課 政策調査課
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	議事課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出は適正な時期に行われているか。
(2) 委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われて

		<p>いるか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 支出は適正な時期に行われているか。</p>

3 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 需用費(印刷製本費)

支出負担行為書、契約書、仕様書、報告書類、請求書、支出命令書 等

イ 委託料

入札関係書類、支出負担行為書、契約書、仕様書、請求書、支出命令書 等

ウ 使用料及び賃借料

支出負担行為書、契約書、請求書、支出命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

議会総務課の所属長に対してヒアリングを実施し、事情聴取を行った。

4 監査の結果

議会局における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として次のとおりテーマ及び監査実施課を定め、監査を行った。

(1) テーマ

契約における業者選定(1者随意契約の場合)について

(2) 監査実施課

議会総務課、議事課及び政策調査課

2 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札によることが原則とされているが、法第234条第2項において、「政令で定める場合に該当するときに限り」随意契約によることができると規定されている。

随意契約による契約の締結に当たっては、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

そこで、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

3 監査の対象

議会局の各課が締結した委託料並びに使用料及び賃借料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)において、随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りる等と規定されている、予定価格が10万円以下の契約については除外した。

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6項第4号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

リスク	主な着眼点
業者選定が適正に行われないリスク	<p>(1) 1 者随意契約とする場合の理由は、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。)第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の要件に該当していることが確認できるか。</p> <p>(2) 政令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。</p> <p>(3) 1 者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。</p>

5 主な監査手続

監査基準第 2 6 条及び第 2 7 条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

随意契約で 2 人以上から見積書を徴しない場合の理由書、契約書、仕様書、再委託承認申請書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 対象事務の概要

(1) 1 者随意契約に関する事務の概要

1 者随意契約に当たり、担当課は「随意契約適正執行のための指針」(平成 2 2 年 4 月 1 日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)に基づき、予定価格 1 0 万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した随意契約で 2 人以上から見積書を徴しない場合の理由書(以下「1 者随契理由書」という。)及び随意契約で 2 人以上から見

積書を徴しない場合の理由等についての公表調書(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考1】

随意契約によることができる場合(政令第167条の2第1項各号の概要)

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額(ガイドラインより)

契約方法 契約の種類	1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負	250万円以下	超 公表
財産の買入れ	160万円以下	超 公表
物件の借入れ	80万円以下	超 公表
財産の売払い	50万円以下	超 公表
物件の貸付け	30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの	100万円以下	超 公表

(2) 1者随意契約の状況について(平成29年11月末現在)

ア 契約の状況

委託料並びに使用料及び賃借料に関する契約の状況は、委託料が11件、契約金額は1,870万円、使用料及び賃借料が5件、契約金額は323万円であった。

契約全体では、表1のとおり件数が16件、契約金額は合計2,194万円で、随意契約は15件(93.8%)、契約金額は1,271万円(57.9%)であった。随意契約のうち1者随意契約は14件(93.3%)であった。契約金額の最高額は「会議録検索システム等データ調整委託」の3,385,720円であった。

イ 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約14件は、すべて競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。

ウ 契約継続年数

1者随意契約14件の同一の相手方との継続契約年数の状況は、表2のとおりである。全体の半数以上が5年以上継続して契約を締結していた。継続年数の最長は、「常任委員会等会議録反訳業務委託」の24年であった。なお、この契約は5月以降の契約締結に係る諸手続を行うため、4月の1か月間に限り、前年度の契約相手方と1者随意契約により契約したもので、5月以降は指名競争入札により契約を締結している。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
契約全体	16	21,944,070
指名競争入札	1	9,228,708
随意契約	15	12,715,362
見積合せ	1	335,615
1者随意契約	14	12,379,747

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	2年以上	5年以上	10年以上	20年以上	計
契約全体(件)	1	2	4	6	1	14
委託料	1	1	3	3	1	9
使用料及び賃借料	0	1	1	3	0	5

7 監査の結果

今回の行政監査において、議会局各課の1者随意契約における業者選定に関する事務執行に特段の問題は見られなかった。

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し市民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を1者随契理由書に具体的に記載する必要がある。

今後とも関係諸規程に準拠し、適正に業者選定を行われたい。